

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 26 日現在

機関番号：33918

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2013～2014

課題番号：25885096

研究課題名(和文)日・独・仏における高齢受刑者政策～ソーシャルワーカーの役割～

研究課題名(英文)The policy for elderly prisoners in Japan,Germany,France-the role of social worker-

## 研究代表者

鷲野 明美(WASHINO, Akemi)

日本福祉大学・福祉経営学部・助教

研究者番号：50711587

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、近年その数および割合が著しく増加している高齢受刑者の社会復帰に向けた処遇とソーシャルワーカーの役割について、ドイツ、フランスとの比較研究を行った。

日本でも、高齢受刑者の特性に合わせた処遇や社会復帰を目指したプログラムと支援が行なわれているところであるが、ドイツやフランスでは、ソーシャルワーカーの支援がとりわけ充実していること、ならびに、ドイツでは高齢受刑者専用の施設等での取り組みが始まっているのに対して、フランスではむしろ高齢者を特に隔離しない政策をとっていることが確認できた。

研究成果の概要(英文)：In this study, I had made a comparative study of the treatment and support for elderly prisoners. The number and proportion of elderly prisoners are significantly increased in the recent year in Japan. In this situation it is very important to give them treatment and support for return to their place in society. So in this study I did research on special treatment for them, and supports by social workers in Japan, Germany, France.

As a result I can get the knowledge as follows.

In Germany and France, the supports for them to resume their place in society by social workers are more substantial. And in Germany, there is one prison only for elderly, "Justizvollzugsanstalt Konstanz Aussenstelle Singen" in Land Baden-Wuerttemberg. And some of prisons, for example "Justizvollzugsanstalt Schwalmstadt" in Land Hessn, give special treatment in the place only for them. The other side, in France there is not special prison only for elderly. So they get special treatment in general prison.

研究分野：司法福祉、刑事政策

キーワード：司法福祉 刑事政策 高齢受刑者 ソーシャルワーカー 日本 ドイツ フランス

1. 研究開始当初の背景

『平成 25 年版犯罪白書』でも指摘され、『平成 20 年版犯罪白書』で「高齢者犯罪」が特集されたように、我が国では、近年高齢者による犯罪が増加し続け、検挙人員、受刑者および保護観察対象者等、刑事司法の各段階に占める高齢者の割合は、人口の高齢化以上に急激に上昇し、司法分野においてはそのことへの対応が喫緊の課題となっている。また、我が国の犯罪者や受刑者のなかには、福祉の支援を必要としている高齢者、障害者等が含まれており、これらのなかには、地域社会、そして矯正、保護の段階における支援体制が不十分なために必要な支援を受けられず、その結果、軽微な犯罪を繰り返す者も少なくない。

この点については、法務省と厚生労働省を中心とした政策が始まり、刑務所や更生保護施設への社会福祉士等の福祉職の配置、地域生活定着促進事業等が行われており、さらには、各地で被疑者・被告人段階での支援が行われているところである。

2. 研究の目的

本研究では、日本における高齢受刑者政策について有効な方法を見出すため、高齢受刑者の処遇、なかでも特にソーシャルワーカーの役割の現状と課題を明らかにし、その対策を考察する。これにより、現在の司法福祉の課題である高齢受刑者が安定した生活を送るために必要なソーシャルワーク支援の確立、そして、刑事政策の課題である高齢者による犯罪・再犯の防止に一定の示唆を与えることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、平成 25 年度ならびに平成 26 年度の 2 カ年で、我が国における高齢受刑者処遇およびソーシャルワーカーの役割の現状と課題を明らかにするとともに、ドイツ、フランスにおける高齢受刑者政策との比較研究を行った。

(1) 日本

日本の政策に関しては、文献、論文、ホームページ等を活用した調査に加え、法務省矯正局での高齢受刑者政策の今後の方向性に関する聞き取り調査(平成 25 年 12 月)、高齢受刑者の特性に合わせたプログラムを実施する刑務所のうち、福井刑務所、高松刑務所、広島刑務所、広島刑務所尾道刑務支所を訪問し、担当者とソーシャルワーカーに対して、高齢受刑者処遇、ソーシャルワーカーの役割についての現状と課題に関する聞き取り調査(平成 26 年 2 月・11 月)を行った。

(2) ドイツ

ドイツに関しては、同様の調査を行なうとともに、1970 年より高齢者専用の刑務所として高齢受刑者の処遇を実施しているバーデ

ンビュルテンベルク州コンスタンツ刑務所ジゲン支所、2006 年より高齢受刑者をロンハウスという名の別棟に集めて高齢者の特性に合わせた処遇を開始したヘッセン州シュバルムシュタット刑務所をはじめ、これら刑務所が存在する、バーデンビュルテンベルク州およびヘッセン州の高齢受刑者政策に関わる機関に対する現地調査を実施した(平成 26 年 4~5 月、平成 27 年 3 月)。

なお、ドイツでの現地調査の具体的な対象機関は次のとおりである。

【バーデンビュルテンベルク州】

バーデンビュルテンベルク州コンスタンツ刑務所ジゲン支所、バーデンビュルテンベルク州ホーヘンアスペルク医療刑務所、NEU START(保護観察等を行う民間団体)

【ヘッセン州】

ヘッセン州司法省、ヘッセン州シュバルムシュタット刑務所・ロンハウス、ヘッセン州カッセル第一刑務所中央病院、ヘッセン州マールブルク裁判所およびシュバルムシュタット支所(いずれも保護観察部門)、社団法人シュバルムシュタット受刑者を助ける会、社団法人労働者福祉団体(AWO)

(3) フランス

フランスに関しても、同様の調査に加え、フランス司法省行刑局、リアンクール行刑センター、Fondation des petits frères des Pauvres(高齢者を支援する団体)への現地調査を実施した(平成 26 年 3 月)。

4. 研究成果

(1) 日本

1) 高齢受刑者の状況

日本の 65 歳以上の高齢受刑者は、その数および受刑者全体に占める割合(高齢者率)ともに増加し続けており、これは、人口の高齢化以上の増加となっている。

2013(平成 25)年現在、65 歳以上の高齢受刑者数は 2,228 名、高齢者率は 9.8%である。

また、表 1 で示されているように、60 歳以上の年末在所受刑者数、そして、総数に占める割合も著しく増加している。

表 1: 年末在所受刑者総数と 60 歳以上の年末在所受刑者数

| 年          | 総数     | 60 歳以上の数<br>(総数に占める割合) |
|------------|--------|------------------------|
| 1957(S32)年 | 65,565 | 856 (1.30%)            |
| 1961(S36)年 | 57,599 | 729 (1.27%)            |
| 1965(S40)年 | 52,657 | 716 (1.36%)            |
| 1970(S45)年 | 39,724 | 536 (1.35%)            |
| 1975(S50)年 | 37,744 | 584 (1.55%)            |
| 1980(S55)年 | 41,835 | 872 (2.08%)            |
| 1985(S60)年 | 46,105 | 1,274 (2.76%)          |
| 1990(H 2)年 | 39,892 | 1,990 (4.99%)          |

|            |        |                 |
|------------|--------|-----------------|
| 1995(H7)年  | 38,585 | 2,901 (7.52%)   |
| 2000(H12)年 | 49,814 | 4,641 (9.32%)   |
| 2005(H17)年 | 67,423 | 7,837 (11.62%)  |
| 2010(H22)年 | 63,845 | 10,414 (16.31%) |
| 2013(H25)年 | 55,316 | 10,040 (18.15%) |

「矯正統計年報」をもとに報告者作成。

## 2) 高齢受刑者政策

上記のように、高齢受刑者が増加するなか、刑務所では、a. 高齢受刑者への設備上の配慮として、施設のバリアフリー化を、b. 日常の処遇上の配慮として、高齢者の特性に合わせた軽微な作業への変更、作業時間の短縮、食事内容の変更、衣類・寝具の増量、歩行補助具の貸与を、c. 医療的な配慮として、入所後早い段階での生活習慣病や認知症に関する病気の把握と対応、熱中症予防などを行っている。

これに加え、各刑務所において、高齢者の特性に合わせた改善指導を、それぞれに工夫しながら取り組んでいることは評価できる。

このうち、現地調査を実施した刑務所では、主に次のような取り組みを行っている。

### 福井刑務所

平成 11 年 4 月より「再犯防止プログラム」と「生きがいづくりプログラム」を、毎月 1 回ずつ、12 回コースで行っている。

まず、再犯防止プログラムは、再犯防止を目的に、健康・体力維持に関すること、自己の問題に関すること、将来の生活設計に関すること、被害者の感情に関すること、人間関係に関することをテーマに行なっている。

また、生きがいづくりプログラムは、円滑な社会復帰のための活動的なライフスタイルを構築して、「今後どう生きるべきか」を考えさせること、高齢受刑者の生活の質を向上させ、心身の健康の維持、精神的疾患の予防を図ること、豊かな感性をはぐくむこと、対人コミュニケーションの能力の向上を図ること、社会性の向上を図ることを目的に、文芸、音楽、園芸、クラフト、講和、発表活動などを行っている。

### 高松刑務所

「社会復帰に資する知識の付与」「社会復帰に資する能力等の開発」を目的に、平成 24 年 11 月より「高齢受刑者等に対する社会復帰支援指導」として、「全期間コース」と「6 か月コース」というプログラムを、地域の関係機関と協力しながら実施している。

「全期間コース」は、高齢受刑者等の集禁工場に配属されてから満期釈放の概ね 6 か月前までの受刑者を対象に行う「総論」的な指導であり、「6 か月コース」は、満期釈放の概ね 6 か月前から出所までに行う「各論的」な指導を行うプログラムである。

### 広島刑務所

平成 26 年 11 月より「高齢受刑者等に対す

る社会復帰支援指導」を実施している。この指導は、月曜日から金曜日まで毎日実施され、高齢受刑者を対象に、筋力アップ体操、レクリエーション、脳トレーニング、コミュニケーションスキルアップトレーニング、各種療法、生涯学習、福祉的支援を行うものである。

### 広島刑務所尾道刑務支所

昭和 60 年 4 月より広島矯正管内の高齢受刑者の集禁を開始した。これまでに、工場と同じ階の居室への収容、脳の活性化等老化遅延のための手先を使う作業の導入、作業時間の短縮、通路への手すり設置、入浴場へのスロープおよび手すりの設置、身上相談、音楽指導、社会生活講座、健康運動トレーニングの実施をはじめとする、高齢者に配慮した様々な取り組みを行っている。

## 3) ソーシャルワーカーの役割

日本では、刑務所等の刑事施設に平成 16 年度より段階的に社会福祉士等の福祉職を配置し、現在ではほとんどの刑務所に福祉職が配置され、主に、刑務所出所に向けた相談援助を行うことで、高齢受刑者の安定した社会復帰を目指している。

高齢受刑者の社会復帰に向けた支援に関しては、平成 21 年度に開始された地域生活定着支援事業により設置された地域生活定着支援センターと連携して行う特別調整のほか、刑務所独自で福祉や医療関係機関と出所後の受け入れ調整を行うものがある。

刑務所の福祉職が高齢受刑者への支援を行う際の問題点として、これまでに報告者が把握したこととしては、受刑者が刑務所出所時に活用できる社会資源が十分でないこと、住民票が職権消除されている場合に、支援の主体となる行政機関がはっきりせず、円滑な支援を行いきにくいこと、の場合、本人の希望により刑務所所在地に住民票を設定することは可能ではあるが、刑務所所在地の行政機関に負担が集中することから、行政機関の理解を得ることが、場合によっては難しいこと、支援を拒否する受刑者への支援が困難であること等が検討課題としてあげられる。

## (2) ドイツ

### 1) 高齢受刑者の状況

ドイツ連邦共和国における受刑者と保安拘禁者の総数および 60 歳以上の数は表 2 のとおりである。60 歳以上の受刑者と保安拘禁者の数および全体に占める割合は増加しているものの、日本の増加の状況とは異なる。

表 2：ドイツ連邦共和国における受刑者と保安拘禁者の総数および 60 歳以上の数

| 年      | 総数     | 60 歳以上の数<br>(総数に占める割合) |
|--------|--------|------------------------|
| 1991 年 | 37,468 | 508 (1.36%)            |
| 1995 年 | 46,516 | 646 (1.39%)            |

|       |        |              |
|-------|--------|--------------|
| 2000年 | 60,798 | 1,282(2.10%) |
| 2005年 | 63,533 | 1,846(2.90%) |
| 2010年 | 60,693 | 2,161(3.56%) |
| 2014年 | 55,687 | 2,246(4.03%) |

„Forum Strafvollzug“ Ausgabe Heft 1 Januar/Februar 2015、8 ページの表1をもとに報告者作成。

## 2) 高齢受刑者政策

### 【バーデンビュルテンベルク州】

この州には、コンスタンツ刑務所ジンゲン支所という、ドイツ内で高齢受刑者を専門に収容する唯一の刑務所がある。収容の要件は州内在住の者であること、62歳以上の男子であること、刑期が15か月以上あることである。

この刑務所は、1939年から1942年にかけて、未決拘留者と短期受刑者を収容する刑務所として設立された。その後、高齢受刑者が若い世代の受刑者と同じ内容の処遇と一緒に受けていると、若い受刑者の背後に追いやられたり、時には搾取の対象となりかねないため、高齢受刑者対応の処遇の必要性から、1970年に高齢者専用刑務所に変更された。

この刑務所での処遇目標は、「受刑者の社会復帰」であり、高齢者の特性に配慮した処遇およびプログラムを実施している。

### 【ヘッセン州】

ヘッセン州シュバルムシュタット刑務所では、州の委託により、2006年にコロnhausの一部に高齢受刑者のみを収容し、高齢者の特性に合わせた処遇プログラムを実施するというモデル事業を開始した。その取り組みは、現在もこの刑務所の事業として継続されている。

ドイツにおいても人口の高齢化が進み、高齢受刑者についても今後さらなる増加が予想されることから、シュバルムシュタット刑務所では、このことに対応するためには、高齢受刑者の特性に注目した取り組みが必要であり、また、高齢受刑者が必要とする適切な行刑形態を発展させる必要があると考え、2006年初めに、これらの考えやコロnhaus部門における取り組みの構想をヘッセン州司法省に対して具申し、司法省から承認されたことから、この取り組みを開始した。

コロnhausでの処遇目標は「上手く年をとることへの準備」であり、心身の健康を維持すること、収入のある生活ができるようにすること、年齢に合った発展を可能にするため、定期的な話しかけ、会話、その他認知トレーニングの提供等を取り入れた処遇やプログラムを実施している。

## 3) ソーシャルワーカーの役割

### 【バーデンビュルテンベルク州コンスタンツ刑務所ジンゲン支所】

この刑務所におけるソーシャルワーカーの役割は、受刑者の入所中の相談支援と出所

に向けた準備への協力であり、「出所した人が困らないように、再び刑務所に戻らないように」ということを目標に支援を行っている。そして、その例としては、本人の状況を家族、大家、保険会社、行政機関等の必要なところに必要に応じて知らせる、親族、関係者と連絡を取り、その人と一緒に支援を行うことができるよう関係づくりをする、家族の状況を確認するとともに、家族が支援を必要としている場合には、適切な関係機関に連絡をとる、刑務所内での処遇計画（行刑計画）を策定、実行する（再犯しないためのプログラム）、借金の状況を確認し、返済計画を立て、遂行状況を確認する。場合によっては、自己破産の手続きにも協力する、被害者への賠償金支払いについての支援を行うとともに、遂行状況を確認する、出所に向けた準備に関する支援を行う（関係機関との連絡調整、制度利用に関する手続きなど）、ボランティアを募集し、刑務所内でボランティア活動をしてもらう、ということがあげられる。

バーデンビュルテンベルク州の行刑施設では、施設ごとにソーシャルワーカーの取り組み内容に差があることから、高いレベルでの標準化を目指し、2015年3月現在、司法省を中心にマニュアル作成を行っている。

### 【ヘッセン州シュバルムシュタット刑務所コロnhaus】

同州が定めた「行刑におけるソーシャルワーカーの活動範囲」は、州司法省の定める職業説明書により下記のように規定されている。職業説明書は毎年示されるが、現行のものは1990年作成のものであるため、2015年3月現在新しいものを作成中である。

#### ヘッセン州の職業説明書（現行）

##### 受刑者の世話と処遇

ソーシャルワーカーは世話ならびに処遇の措置のプランニング、受刑者の個人的な難しい問題について彼らを助ける。この支援は受刑者が彼らの諸問題を自ら整理し、コントロールできるような方向で行われるべきである。

ソーシャルワーカーの活動は、特に新入者との話し合いや行刑プランの場合、受刑者がたどってきた社会的履歴・診断・予測も含む。

ソーシャルワーカーの活動は、行刑への受刑者の受け入れで始まり、通常その釈放により終わる。例外的な場合には、ソーシャルワーカーは出所後の保護観察所および民間の社会福祉施設との話し合いにおいて支援を必要とする退所者の問題にも関わる。

ソーシャルワーカーは受刑者、関係者（家族）、ボランティア（無給）ならびに非常勤の同僚、施設内部の同僚、および実習生に助言する。ソーシャルワーカーは受刑者の職業養成やその後のさらなる養成に力をかす。

ソーシャルワーカーがその任務の目標を

達成するにあたっては、ソーシャルワークの方法、例えば個別援助、社会的グループ活動、公共団体の仕事等の諸方法を用いる。

管理、構成、指導

残余刑期の中止方法、および、恩赦の手続きにおける意見の伝達並びに行刑法 17 条（釈放と支援）を配慮したうえでの署名

行刑緩和や刑務所間の移送の認可についての意見の伝達、並びに監督官庁の認可でもって

行刑緩和の認可、移送並びに実際の措置についての決定権

行刑緩和の認可や移送についての認可に関する意見表明の伝達ならびに実際の措置についての決定権

当該の（責任）権限移譲をそれぞれの条項に従って、監督官庁による認可をもって、当該の個人に権限移譲が行われる限りにおいて（個別にソーシャルワーカーに権限が与えられている場合に行うことができる）

ソーシャルワーカーは同僚の受刑者グループや作業グループを指導する。ソーシャルワーカーは行刑部門と刑務所の指導にも関わる。

ソーシャルワーカーには、ソーシャルワーカーの受けてきた専門教育課程に応じてさらなる任務が委嘱される。

協働

任務の遂行にあたって、ソーシャルワーカーは同じ刑務所の他の職員と親密に協力して仕事をする。ソーシャルワーカーはその他の職員の職務範囲に抵触する措置を調整する。さらに、ソーシャルワーカーは司法当局の社会的な職員や外部組織（薬物ならびに外国人相談機関）との協力を促進する。

コロンの事例

「シュバルムシュタット刑務所コロンの仕事におけるソーシャルワーカーとしての仕事の任務範囲」は下記のとおりである。

・行刑計画とその続行の準備と提供

・例えば、拘留中止、恩赦の申請、外国人局（入国管理局）との問題等の決定の取り扱い（処理）等に関する裁判所の決定および弁護士からの照会に対する刑法・刑事訴訟法に従った意見表明の仕事

・外出、休暇、開放的行刑等の行刑緩和の適正のためのチェックリストの準備と作成

・認められる諸緩和の事前準備と事後処理

・記録文書の検討

・刑務所内の専門職との申し合わせと協力

・次のような形式での個別支援

例えば、申請に関する処理、新入所者との話し合い、処遇調査、人格評価のための担当者との話し合い、処遇、将来の見通しと協働作業、危機介入、助言、拘留の際の同伴

・短期刑の場合の住宅の維持と保全

・行政支援の枠内での他の諸機関や役所との協働（保護観察、青少年局、職業安定所、福祉事務所とその職員）

・受刑者の家族への対応（家族状況、生活状況、あるいは面会に関する解決および評価のため）

・釈放準備 逮捕から釈放までの管理スタッフとの協働による釈放準備

・処遇会議の準備とそれへの参加

・ソーシャルワーカーが行ってきたことに関する活動報告についての話し合い

・無給の同僚（ボランティア）に対する助言や世話

（3）フランス

1）高齢受刑者の状況

フランスには、刑事施設（拘留所、刑務所）が 2014 年 1 月 1 日現在 191 ヶ所ある。これら施設への収監記録登録者総数と 60 歳以上の収監記録登録者は、表 3 のとおりである。高齢の収容者の数および割合は増加しているものの、日本のような状況ではない。

また、これら高齢の被収容者の犯罪の特徴や傾向は特になく、犯罪類型の分布・割合は、通常の被収容者のそれと同様である。

表 3：収監記録登録者総数と 60 歳以上の収監記録登録者数（各年 1 月 1 日現在）

| 年      | 総数     | 60 歳以上の数<br>(総数に占める割合) |
|--------|--------|------------------------|
| 1980 年 | 36,913 | 359 (0.97%)            |
| 1985 年 | 44,498 | 521 (1.17%)            |
| 1990 年 | 45,420 | 449 (0.99%)            |
| 1995 年 | 53,935 | 816 (1.51%)            |
| 2000 年 | 51,441 | 1,564 (3.04%)          |
| 2005 年 | 59,197 | 2,070 (3.49%)          |
| 2010 年 | 66,089 | 2,356 (3.56%)          |
| 2014 年 | 77,883 | 2,903 (3.72%)          |

”Séries statistiques des personnes placées sous main de justice 1980 - 2014”27 頁、Tableau16 : Effectifs des personnes écrouées : structure détaillée par âge au premier janvier de chaque année をもとに報告者作成。

2）高齢受刑者政策

フランスでは、高齢受刑者も含めた受刑者すべてに対し、人権尊重の観点から受刑者を取り巻く環境をできるだけ社会と同様にしようと取り組んでいること、民間団体とも協力しながらの受刑者処遇を積極的に行っていること、社会復帰・保護観察所（SPIP : Service pénitentiaire d'insertion et de probation）の社会復帰・保護観察官と呼ばれるソーシャルワーカーによる出所に向けた支援が、出所 2 年前という早い時期より計画的に行われている。フランスでは、今のところ、高齢者のみを専用の刑務所に集めて処遇することは考えられていない。それは、高齢になり身体的および精神的に機能が低下している人たちだけを特定の施設に集めて処遇することは、さらにその機能を低下させることにつながるであろうことから、様々な年

代の人たちがいる刑務所の中で高齢受刑者にあった処遇に取り組む方が良いと考えられているからである。

その他、高齢受刑者への対応のひとつに、刑の執行停止がある。フランスでは、医学的理由による刑の執行停止の適用例が少ないという理由から、2012年から2013年にかけて、司法省と厚生省の作業グループで、鑑定関係の条件を緩和するための検討がなされ、その内容が2014年8月に法律に盛り込まれた。また、医学的理由による刑の執行停止の適用例が少なかったことの要因に、居住先の確保が行えないということもあった。この点、先の作業グループでの検討が同時に行なわれ、2015年3月に、行刑局長とフランス赤十字社の間で、刑の執行停止のシステム改善に関するガイドブックが作成された。

さらにフランスでは、60歳以上の被収容者のうち115名が要介護状態である(2013年時点)。数は少ないが、刑事施設の各設備は必ずしも高齢者に適合しておらず、191ヶ所のうちわずか90ヶ所に身体障害者用の部屋が設置されているにすぎない。この実態を踏まえ、2013年度以降は各施設に1~3ヶ所の身体障害者用の部屋を作る、そして、これから建設する施設は100部屋に1つは身体障害者用の部屋を作るという方針が打ち出された。

### 3) ソーシャルワーカーの役割

フランスでは、「司法対象者」と呼ばれる、あらゆる刑を受けている者に対し、社会復帰・保護観察所の社会復帰・保護観察官が、再犯防止および社会復帰のための支援を行っている。フランスの司法対象者は、被収容者のほかに、社会内処遇対象者(約20万人)もいる。このうち、高齢の司法対象者は少ない。

社会復帰・保護観察所の制度は、1999年に創設され、現在、県単位で設置されている。刑務所におけるソーシャルワーカーの支援は、1945年に開始され、その後、刑期満了前の仮釈放者の支援をする必要があるとして、裁判官がボランティアとともに支援する組織として、1963年に保護観察・釈放者支援委員会が作られた。しかし、刑務所と保護観察・釈放者支援委員会とは管轄が異なり、刑務所内のソーシャルワーカーと刑務所外のソーシャルワーカーとの間の組織的なつながりが十分ではなかったことが問題視され、これを統一する形で社会復帰・保護観察所が創設されたのである。

このほか、社会復帰・保護観察所には、社会復帰・保護観察官以外に社会保障アシスタントと呼ばれるソーシャルワーカーがいるが、採用のされ方に違いはあるものの、両者の職務内容は同じである。

社会復帰・保護観察官等が受刑者に支援を行なう際に問題となっていることは、福祉制度の利用の可否を決定する県の職員が行刑施設になかなか来てくれないという点であ

る。これは県の職員が多くの業務を抱えており、刑務所の案件への対応が後回しにされてしまうことがあるからである。さらに、受刑者が入所している刑務所が、その出身県と異なる場合、出身県の担当者が刑務所まで出向く必要があるが、それがなかなか難しく、結局制度を利用することができないという現状がある。これに対して、現在全国の県議会と司法省行刑局では、その改善のために、例えば、社会復帰・保護観察所と県議会との間で、受刑者が収容されている刑務所の所在する県が本人の福祉を担当するという協定を締結する方向でことが進められている。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

鷲野明美、「ドイツにおける高齢受刑者政策～バーデンビュルテンベルク州コンスタンツ刑務所ジンゲン支所およびヘッセン州シュバルムシュタット刑務所コロnhausでの取り組みから～」、中央大学大学院研究年報 法学研究科編 2014、査読有、44号、2015、pp.173 - 193

[学会発表](計2件)

鷲野明美、「被収容者の高齢化に対応する福祉・医療・刑事政策～ドイツ・フランスでの取り組みを参考に～」日本矯正医学会(招待講演) 2015年10月23日、星陵会館(東京都千代田区)(発表確定)

鷲野明美、「日本、ドイツ、フランスにおける高齢受刑者政策」、日本司法福祉学会、2014年8月3日、追手門学院大阪城スクエア(大阪府茨本市)

[その他](計1件)

法務省矯正局への報告「フランス、ドイツにおける高齢受刑者政策について」、2014年9月18日

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

鷲野 明美 (WASHINO, Akemi)  
日本福祉大学・福祉経営学部・助教  
研究者番号: 50711587

### (2) 研究協力者

伊藤 康一郎 (ITO, Koichiro)  
中央大学大学院・法学研究科・教授  
研究者番号: 70368166

日置 雅子 (HIOKI, Masako)  
愛知県立大学・名誉教授

大曾根寛 (OSONE, Hiroshi)  
放送大学・教養学部・教授  
研究者番号: 40203781